

～ご自宅に『太陽光発電設備』『蓄電設備』を同時設置する方へ～



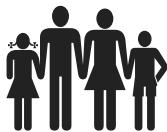
# 木津川市エコ生活応援補助金

※本補助制度は、京都府と協力して実施しています。

木津川市では、市民の皆様のエコ生活を応援して、環境負荷を軽減するため、ご自宅に設置されたエコ生活設備（同時設置の太陽光発電・蓄電設備）の購入費を補助しています。（※毎年度の予算の範囲内での補助となります。）

## ○対象者

補助金の対象になるのは、次のいずれにも該当する方です。



- ① エコ生活設備を購入・設置した木津川市民（世帯主に限る。）
- ② 同じ区分の補助金を17年以内に受けていない方
- ③ エコ生活設備を居宅に設置して適切に管理・活用※できる方（※発電した電気を、主として居宅において使用する方）

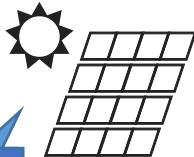
（注）暴力団員等、補助対象として適切でないと認められる場合は対象外。

## ○補助額・対象設備

FIT 売電可 ※従来制度分

**補助額 = [基本額① + 基本額② + 10,000 円] 以内※**

※補助対象経費【購入費（本体一式、必須附属品、架台）、必須設置工事費】の合計額の1/2が上限



### ①太陽光発電設備

（新品・同時設置に限る。）

家庭で利用する電気の発電を目的として市販されているもの。  
[公称最大出力合計] 2kW 以上

**基本額① | 1 kWあたり1万円（上限4万円。0.1kW単位）**



### ②蓄電設備

（新品・同時設置に限る。）

市販されている蓄電池で、太陽光発電設備と常時接続するもの。  
[蓄電容量] 1 kWh 以上

**基本額② | 1 kWhあたり1万5,000円**

（上限9万円。0.1kWh単位）

同時設置  
常時接続

## ○申請手続

エコ生活設備の引渡後6か月以内に、次の書類で申請してください。  
受付期間については、申請窓口・ホームページでご案内します。



○ **エコ生活応援補助金交付申請書**※（申請窓口・ホームページで配布）

○ 領収書・契約書等

（申請者氏名・購入日・販売事業者・製品名・補助対象経費の内訳が確認できるもの 又は その写し）

○ 写真（居宅における設置状況が確認できるもの）

○ 仕様書・パンフレット又はカタログ（合計出力・容量が確認できるもの 又は その写し）

○ 販売事業者の証明書（申請窓口・ホームページで配布）

○ 配置図・配線図（設置場所・接続が確認できるもの）

△ 10kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、余剰電力の売電を行うことがわかる契約書等

※ 口座情報確認のため、通帳等をご提示又はご提出ください。（写し可）



申請窓口・  
ホームページ

環境課（市役所3階⑩窓口）

TEL 75-1215

木津川市トップ→暮らす→自然・環境→補助→エコ生活応援補助金